

資 料

言葉の考え方、内容、説明

1 人権

- ・人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、すべての人が幸福な人生をおくるために欠かすことができないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利
- ・いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものであり、日本国憲法において、基本的人権の尊重は、国民主権や恒久平和とともに、3大原則の一つとして大きく掲げられている
- ・安心して生きる権利、自分で自由に考え意見を言う権利、仕事を自ら選び働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらに持っている基本的で具体的な権利の総称
- ・人はみな、すべての人の自由と権利を守り、住みやすい世の中を作るための義務を負い、自分の権利の濫用によって他の人の人権を損う権利はない

2 人権行政

- ・日本国憲法はもとより、国際的人権基準に沿った人権の擁護と促進は大阪市の責務である
- ・「人権が尊重されるまち」に大阪市が近づいていると市民が実感できる、人権尊重のまちづくりを推進する責務がある
- ・人権行政とは、人権尊重のまちづくりのため、市政において日常業務はもちろんのこと、すべての政策・施策・事業の企画から実施にいたる全過程を通じて、すべての行政運営を人権尊重の視点から推進していくことである
- ・言い換えれば、すべての部局でそれぞれ定められた個別業務を遂行する際に、すべての人の人権を尊重する視点で業務を再確認し、人権の視点がすべての施策に反映される行政運営を推進することである

3 人権が尊重されるまち

- ・大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受け容れ、共に生きるまち
- ・差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち

4 国際人権都市

- ・日本国憲法に基づき、国際的人権基準に沿って、人権の擁護と促進を図ることをめざす開かれた都市

5 大阪市人権施策推進審議会

- ・人権尊重の社会づくりに関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議する
- ・平成12(2000)年4月、大阪市人権尊重の社会づくり条例に基づき設置
- ・委員は、学識経験者その他15人(市民公募委員2人含む)

6 今後の人権行政のあり方について(答申)

- ・平成18(2006)年12月1日、市長が大阪市人権施策推進審議会に「今後の人権行政のあり方について」諮問、審議を重ね、平成19(2007)年12月11日、答申されたもの

- ・人権行政の理念や課題を踏まえ、今後の人権行政の基本的な方向として、
人権尊重を基本とした行政運営・担い手づくり
透明性・公平性・公正性の確保
人権教育・啓発および人権相談・救済の推進
市民の参画と協働の推進
評価・検証による実態に即した施策への改善と計画的な人権行政の推進、
を提起されている
- ・今後の取組みを「主体的に推進すべきもの」と「市民と協働して推進すべきもの」に分けて記述され、そのうえで、実態を把握し評価・検証するとともに改善する仕組みについて提示された
- ・さらに、推進体制と計画、スケジュールなどの枠組みについて示され、答申をもとに早急に推進計画の策定等に着手することを要請された

7 計画の位置づけ

「大阪市総合計画」との関係

- ・平成17(2005)年3月に市会で議決された「大阪市基本構想」では、
大阪に集い、暮らし、活動する人びとが、互いに人権を尊重し、将来に
わたる安心を感じ、自らの夢に挑戦できるまち
平和な社会の確立や、地域環境問題の解決などが課題となるグローバル
社会の中で、世界の都市とともに持続的に発展するまち
そのような大阪にするために、めざすべき将来像を掲げている
- ・この「基本構想」を受け策定した「基本計画」とで構成される「大阪市総合計画」を着実に推進し、めざすべき将来像の実現に向けて必要となる人権尊重の視点や仕組みを具体化したものが、今回の計画である

「大阪市人権尊重の社会づくり条例」、「大阪市人権行政基本方針」との関係

- ・平成12(2000)年4月に施行された「大阪市人権尊重の社会づくり条例」は、「大阪市人権行政基本方針」に基づき、人権尊重の社会づくりの推進について、本市および市民の責務を明らかにするとともに、本市の施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としている
- ・本計画は、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置された「大阪市人権施策推進審議会」の要請により策定するものであり、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」、「大阪市人権行政基本方針」を踏まえ、人権の視点がすべての施策に反映される行政運営を推進するためのものであり、条例の目的に合うものである

「大阪市人権教育・啓発推進計画」を統合

- ・平成17(2005)年4月に策定された「大阪市人権教育・啓発推進計画」は、「大阪市人権教育のための国連10年行動計画」の取組みの成果や課題を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」と「大阪市人権尊重の社会づくり条例」、「大阪市人権行政基本方針」に基づく本市の人権教育・啓発の基本計画として位置づけている
- ・社会状況の変化等に対応し、進捗状況等に応じて見直すとしていることから、本計画と統合し、人権行政の中で、人権教育・啓発を推進していく

人権にかかわる計画との関係

- ・大阪市では、これまでから、「大阪市総合計画」、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」、「大阪市人権行政基本方針」を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現していくため人権にかかわるさまざまな施策を推進してきた
- ・施策の推進にあたっては、「大阪市地域福祉計画」、「大阪市生涯学習計画」、「大阪市雇用施策推進プラン」、「大阪市男女共同参画基本計画 - 大阪市男女きらめき計画 - 」、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「大阪市次世代育成支援行動計画」、「大阪市障害者支援計画・重点施策実施計画」、「大阪市外国籍住民施策基本指針」、「大阪市野宿生活者（ホームレス）の自立の支援等に関する実施計画」、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」、「すこやか大阪21」など、各分野の計画等と密接な連携を図ることが求められる
- ・すべての人の人権が尊重され、生涯を通じて自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現という共通目標をめざし、さまざまな人権課題に対する個々の施策ごとの取組みを積極的に推進するとともに、横断的な視点に立って人権課題の解決に向けた行政運営を推進しなければならない
- ・本計画は、人権にかかわる他の計画と連携し、人権行政を推進するために必要な仕組みを再構築する計画である

- 8 「人権行政のエンジン～人権教育・啓発～とエアバッグ～人権相談・救済～」
- ・「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」における「人権行政のエンジン～人権教育・啓発～とエアバッグ～人権相談・救済～」は、「大阪市人権教育・啓発推進計画」を、「今後の人権行政のあり方について（答申）」や社会状況の変化を踏まえ、加筆・修正し、わかりやすく表現した
 - ・また、「大阪市人権教育・啓発推進計画」の内容で、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の中に盛り込まれている項目について整理した
 - ・今後は、「人権行政のエンジン～人権教育・啓発～とエアバッグ～人権相談・救済～」に基づき、取組みを進める
 - ・人権教育・啓発の基本的な考え方は「大阪市人権教育・啓発推進計画」を踏襲している

人権尊重

市民一人ひとりが、「権利を行使すること」は、同時に「社会的責任を負う」ということを認識し、個人の人権を享受するとともにすべての人びとの人権を認め、尊重しあうことである

人権教育・啓発のめざすもの

差別意識の解消を図ることや、市民が身近な人権問題に気づき、家庭や地域社会、職場など、生活の場からの解決に向けて、知識、スキル（技能）、態度を身につけていくための環境を整備し、そのことを通じて人権が尊重されるまちづくり、社会づくりにつなげていくことである

9 人権相談窓口

- ・市民が気軽に相談できる窓口である区役所に平成14（2002）年9月に開設した
- ・窓口では、人権にかかわるさまざまな相談に対して、適切なアドバイスと情報提供を行い、相談内容に応じては、他の専門機関へ紹介、連絡をおこなうなどの方法で問題解決の支援をおこなっている

平成21(2009)年2月

大阪市市民局人権室

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話(06)6208-7618 ファックス(06)6202-7076